

自動車運転代行業の立入検査等実施要領について

平成31年 3月11日

秋田県生活環境部県民生活課

「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律」（以下、「法」という）第21条第2項の規定に基づく自動車運転代行業者（以下、「代行業者」という）に対する立入検査等を円滑に実施するため必要な事項について、次のとおり定める。

1 立入検査等の種類

法第21条第2項の規定に基づく代行業者に対する立入検査等の種類は、次のとおりとする。

(1) 一般検査

一般検査は、臨店検査及び呼出検査とし、全ての代行業者を対象として実施する。

①臨店検査

ア 対象者

臨店検査の対象者は、新規に認定を受けた代行業者及び悪質と判断できる代行業者とする。

イ 実施方法

臨店検査の実施方法は次のとおりとする。

- ・秋田県警察本部交通部交通企画課と緊密な連携を図って実施する。
- ・新規に認定を受けた代行業者に対する臨店検査は、当該業者の営業開始から概ね3ヶ月経過後に実施する。
- ・悪質と判断できる代行業者に対する臨店検査は、適宜実施する。

悪質と判断できる代行業者は次のとおりとする。

- | |
|--|
| (1) 過去1年間に知事が法第22条第2項の規定に基づく指示を行った者 |
| (2) 過去1年間に知事が法第23条第2項の規定に基づく営業停止命令の要請を行った者 |
| (3) 利用者からの苦情や街頭指導等により悪質又は重大な法令違反が疑われる者 |
| (4) 特段の理由なく、法第21条第2項の規定に基づく報告や資料の提出に応じない者 |

- ・臨店検査は代行業者に事前に通告し、別紙1の「自動車運転代行業に係る立入（呼出）検査時の提示書類について（通知）」を送付する。
- ・臨店検査は営業所において実施し、法第20条第2項の規定に基づき備え付けることとされている帳簿等を確認するとともに、実務について聴取し、法令遵守状況を確認する。
- ・検査項目は「3 立入検査等の検査項目及び確認方法」の全ての項目とする。
- ・法令違反を確認した場合は、違反に至った背景、動機等を聴取するとともに、その旨を記録し、併せて証拠書類の写しを確保し、別紙2の「確認書」を徴収する。
- ・臨店検査は検査員2名以上で実施する。
- ・検査員は臨店検査を実施する際は、法第21条第3項の規定に基づき検査員証を携帯し、関係者に提示する。

②呼出検査

ア 対象者

①の臨店検査の対象者以外の代行業者とする。

イ 実施方法

呼出検査の実施方法は次のとおりとする。

- ・ 県内全ての代行業者を対象として、各地域振興局管内ごとに3年から4年に1回を目安として実施する。
- ・ 検査項目は「3 立入検査等の検査項目及び確認方法」の全ての項目とする。
- ・ 呼出検査は代行業者に事前に**別紙3**の「自動車運転代行業の法令遵守状況に係る自主点検表の提出について（通知）」（以下、「自主点検表」という）を送付し、記入・提出を求め、その内容に基づき法令遵守状況等を審査し、法令違反が確認された若しくは疑われる者について、県庁又は各地域振興局等に呼び出して検査を実施する。
- ・ 法令違反の内容によっては臨店検査を実施する。
- ・ 呼出検査の対象者が次のいずれにも該当する場合は、呼出検査に代えて集団指導を実施する。

なお、集団指導は代行業者が利用者の保護の確保を図るために遵守すべき法令知識の習得や代行業務従事者に対する指導・教育等の実務の取扱いに関する指導・講習を行うことをいい、業界団体等による講習会等をもって、これに代えることができるものとする。

- (1) イの別紙3の自主点検表の内容に法令違反が認められない。
- (2) 過去3年間に知事が法第22条第2項の規定に基づく指示を行っていない。
- (3) 過去3年間に知事が法第23条第2項の規定に基づく営業停止命令の要請を行っていない。

(2) 街頭指導

ア 実施方法

街頭指導は、秋田県警察本部交通部交通企画課と緊密な連携を図り、地域の実情を踏まえて、適宜実施する。

イ 検査項目

主な検査項目は「3 立入検査等の検査項目及び確認方法」のうち、次のとおりとする。

- 「(2) 損害賠償を講ずべき義務（法第12条）」
- 「(5) 随伴用自動車の損害賠償措置（法第13条第2項）」
- 「(7) 役務の提供の条件の説明義務（法第15条）」
- 「(8) 随伴用自動車の表示義務（法第17条）」
- 「(11) タクシー類似行為（道路運送法第4条第1項、第43条第1項、第78条）」
- その他（領収書を準備しているか等）

※ただし、随伴用自動車に保険証券等を備え付けていない場合は、(2)、(5)は除く。

- ・ 違反が確認された場合は、その場で**別紙4**の「街頭指導実施記録簿」に指導内容を記録のうえ、被指導者（代行業務従事者）の押印又はサインを求め、後日、**別紙5**の「指摘事項通知書」を交付する。
- ・ 違反の内容によっては臨店検査の対象とする。

2 臨時講習会

1 の立入検査等のほか、次表に定める地域を一単位とする地域において、一年度内に知事が法第 22 条第 2 項の規定に基づく指示を行った代行業者が次表の基準以上となった場合は、当該地域の全代行業者を対象として、臨時講習会を実施する。

ただし、当該地域が当該年度の 1 (1) ②の呼出検査の対象である場合は、集団指導の実施状況等を考慮のうえ、実施について判断する。

【表】

地 域(地域振興局)	基 準(者)
鹿角・北秋田	3
山 本	3
秋田 (男鹿市・潟上市・南秋田郡)	3
秋田 (秋田市)	5
由 利	3
仙 北	3
平 鹿	3
雄 勝	3

3 立入検査等の検査項目及び確認方法

法第 21 条第 2 項に基づく立入検査の検査項目及び確認方法については次のとおりとする。

(1) 料金の提示義務 (法第 11 条)

ア 確認書類

料金表、役務提供の条件説明の際に提示する書面

イ 確認事項

- ・料金を定め、営業所において利用者に見やすいように提示してあるか。
- ・料金は具体的に距離等に応じた確定額が定められているか。
- ・料金は役務提供の条件の説明の際に提示する書面の内容と同様か。

(2) 損害賠償措置を講ずべき義務 (法第 12 条)

ア 確認書類

損害賠償措置関係書類、収受している料金が確認できる経理書類等

イ 確認事項

- ・代行運転自動車用の損害賠償責任保険等に加入しているか。
補償限度額：対人 8 千万円以上、対物 2 百万円以上、車両 2 百万円以上
- ・代行運転自動車用の対人、対物保険等について、自動車運転代行業者の法令違反が原因の事故の補償が免責となっていないか。
- ・代行運転自動車用の保険等が随伴用自動車とセットで契約するものである場合、保険等の対象となっている随伴用自動車は法第 5 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づいて提出されている随伴用自動車の自動車登録番号等と一致しているか。
- ・保険等の契約期間中の賠償金支払額に制限がないか。
- ・保険料等の滞納による契約の失効や解約により、損害賠償措置を講じないまま営業を行っ

ていないか。

(3) 約款の揭示義務 (法第13条第1項)

ア 確認書類

約款、役務提供の条件説明の際に提示する書面

イ 確認事項

- ・約款を定め、営業所において利用者に見やすいように掲示してあるか。
- ・標準約款を使用している場合、最新の改正が反映されているか。

(4) 約款の適合性 (法第13条第2項) ※標準約款以外の約款を定めている場合のみ確認する。

ア 確認書類

約款、役務提供の条件説明の際に提示する書面

イ 確認事項

- ・以下の事項が約款に明確に定められているか。

(1) 料金の收受又は払戻しに関する事項
(2) 代行運転役務の提供に関する事項
(3) 代行運転役務の提供の始期及び終期
(4) 免責に関する事項
(5) 損害賠償に関する事項
- ・標準約款の内容と比べ、利用者に不利な条項が盛り込まれていないか。

(5) 随伴用自動車の損害賠償措置 (法第13条第2項)

ア 確認書類

損害賠償措置関係書類、收受している料金が確認できる経理書類、業務従事者名簿（保険に年齢等による不担保条件が付されている場合のみ）

イ 確認事項

- ・随伴用自動車の損害賠償責任保険等に加入しているか。
補償限度額：対人8千万円以上、対物2百万円以上
- ・保険等は業務用か。
- ・ドライバーの年齢等による不担保条件が付されている場合、補償を受けられる条件に合致しているか。
- ・保険期間中の保険金支払額に制限がないか。
- ・保険料等の滞納による契約の失効や解約により、過去1年間、損害賠償措置を講じないまま営業を行っていないか。

(6) 約款届出の義務 (法第13条第3項) ※標準約款以外の約款を定めている場合のみ確認する。

ア 確認書類

約款、許認可届出申請書関係書類

イ 確認事項

30日前までに届出を行っているか。

(7) 役務の提供の条件の説明義務 (法第15条)

ア 確認書類

役務提供の条件説明の際に提示する書面

イ 確認事項

立会人に聴取し、実務がどのように行われているのか確認する。

- ・利用者に役務提供の条件を説明する際に提示する書面を用意し、かつ、以下の内容が記載されているか。

- (1) 自動車運転代行業者の氏名又は名称及び運転代行業務従事者の氏名
- (2) 営業所に掲示している料金
- (3) 営業所に掲示している約款
 - (概要を使用する場合は少なくとも以下の項目が含まれているか)
 - a 料金の収受又は払戻しに関する事項
 - b 代行運転役務の提供に関する事項
 - c 代行運転役務の提供の始期及び終期
 - d 免責に関する事項
 - e 損害賠償に関する事項
- (4) タクシー類似行為（随伴用自動車に利用者を乗車させる）ができないこと

- ・役務の提供の条件について、口頭及び書面の交付により説明を行っているか。
- ・役務の提供の条件の説明用の書面（料金、約款、その他概要説明資料）を随伴用自動車に備え付ける等により、役務の提供の申し込みを受ける時点で必ず携帯しているか。
- ・料金の概算額を、料金表に基づいて算出しているか。
- ・料金の概算額について、以下の内容を利用者に口頭で説明しているか。
 - (1) 料金の算出方法（メーター、距離計等）
 - (2) 料金の収受方法（クレジットカード等の使用可否、料金支払いのタイミング等）
- ・利用者の求めに応じて領収書を発行できるように準備しているか。

（８）随伴用自動車の表示義務（法第１７条）

ア 確認すべきもの

現に営業の用に供している随伴用自動車

（車両の実物が確認できない場合は写真の提供を求める）

イ 確認事項

- ・随伴用自動車のドア及び反対側のドア（窓ガラスを除く）に以下の表示があるか。

- (1) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (2) 秋田県公安委員会の名称及び認定番号
- (3) 代行
- (4) 随伴用自動車

- ・「タクシー」、「TAXI」、「ハイヤー」等、旅客自動車運送事業用の自動車と誤認させる事項を表示していないか。
- ・ペンキ等による横書きとなっているか。
- ・文字の大きさは原則同じ大きさで、縦横５センチメートル以上となっているか。
- ・明瞭かつ的確に公衆及び利用者に見えやすいように表示されているか。
- ・文字等の塗色は、容易に識別できる色か。
- ・定期的に点検補修を行い、明瞭な表示を保っているか。
- ・表示灯を装着している場合は、「代行」の文字を見やすく表示しているか。

※上記にかかわらず、タクシー車両等を随伴用自動車として用いる場合の確認事項は次のとおりとする

- ・以下の事項を明記した表示板を装着しているか。
 - (1) 秋田県公安委員会の名称及び認定番号
 - (2) 随伴用自動車
- ・「代行」の文字が入った表示板をフロントガラス部分に掲出しているか。

(9) 運転代行業務従事者の指導義務

ア 確認書類

業務従事者指導簿

イ 確認事項

立会人に聴取し、指導・教育がどのように行われているのか確認する。

- ・指導・教育の内容は以下の点を満たしているか。
 - (1) 指導・教育を行う体制（講師・教材等）の整備
 - (2) 指導・教育に必要な時間の確保
 - (3) 運転代行業務従事者としての採用時や、その後の利用者とのトラブル発生時等、適切な実施
- ・以下の点について指導・教育しているか。
 - (1) 料金の収受方法（営業所に掲示した料金表及び具体的な算出方法によらない料金の収受はできないこと）
 - (2) 約款の内容（役務の提供の拒否事由等具体的な約款の規定）
 - (3) 役務の提供の条件の説明を原則口頭で及び書面の交付により行うこと
 - (4) 役務の提供の条件の説明に係る模擬テスト等の実施（理解しているかの確認）
 - (5) 随伴用自動車の表示等に関する事項
 - (6) タクシー類似行為ができないこと

(10) 帳簿等の備え付け義務（法第20条第2項）

① 苦情処理簿

- ・苦情担当職員を定めておくなど、体制を構築しているか。
- ・営業所ごとに苦情処理簿を備え付けているか。
- ・苦情処理簿に以下の内容が記載されているか。
 - (1) 苦情者の氏名、連絡先、苦情の内容、苦情の発生年月日、発生場所又は区間、運転者の氏名
 - (2) 原因究明の結果（苦情原因、類似の苦情の調査結果）
 - (3) 苦情に対する弁明の内容
 - (4) 改善措置（再発防止措置）
 - (5) 苦情の全容がわかるような記載
 - (6) 苦情処理担当者
- ・作成から2年間保存しているか。

② 従業員指導記録簿（(9)で聴取した内容と照合）

- ・営業所ごとに従業員指導記録簿を備え付けているか。
- ・従業員指導記録簿には以下の内容が記載されているか。

- (1)指導・教育を行った者及び受けた者の氏名
- (2)指導・教育を行った日時・場所
- (3)指導・教育の内容

・作成から２年間保存しているか。

③乗務記録簿（苦情処理簿、料金表、収受している料金が確認できる経理書類と照合）

- ・営業所ごとに運転代行業務従事者の乗務記録簿を備え付けているか。
- ・乗務記録簿には以下の内容が記載されているか。

- (1)運転代行業務従事者の氏名
- (2)運行ごとに代行運転自動車、随伴用自動車のどちらを運転したのかの別
- (3)代行運転自動車を運転した場合は、随伴用自動車のドライバー氏名、随伴用自動車の車両ナンバー
- (4)随伴用自動車を運転した場合は、代行運転自動車のドライバーの氏名、代行運転自動車の車両ナンバー
- (5)運行ごとの役務の提供の開始点、終了点、日時、主な経過地点、運転距離
- (6)運行ごとの料金

- ・実際に乗務した運転代行業務従事者が自ら記載しているか。
- ・記録に齟齬や矛盾がなく、料金表のとおり料金を算出し、利用者から料金を収受しているか。
- ・苦情処理簿で料金トラブルが確認できた場合、当該トラブルに係る乗務記録の乗務距離と収受料金の計算に問題はないか。
- ・作成から２年間保存しているか。

④業務従事者名簿（③の乗務記録簿の氏名と照合）

- ・営業所ごとに業務従事者の名簿を備え付けているか。
- ・無帽・無背景・正面上３分身を写した写真（縦3.6cm以上×横2.4cm以上の大きさ）が貼り付けてあるか。
- ・業務従事者が辞めた場合、辞めてから２年間保存しているか。

(11) タクシー類似行為（道路運送法第４条第１項、第４３条第１項、第７８条）

- ・随伴用自動車に利用者を乗車させていないか。

4 虚偽報告、検査忌避について

以下に該当する場合は、法第２１条第２項違反による基づき、知事が代行業者に対し必要な処分を行うことについて検討する。

- (1)報告や資料の提出を求めても期限までに応答がない場合
- (2)立入検査等を忌避する場合
- (3)報告や資料の提出内容が虚偽である場合

5 違反事実を確認した場合の行政処分等について

立入検査等で法令違反を確認した場合は、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律等に係る運用上の留意事項等について（技術的助言）」（平成２７年２月２４日付け国自旅第３０８号）Ⅳの２及び３に基づく行政処分等を行う。

6 秋田県公安委員会への通報について

単独で実施した立入検査等において、公安委員会所管に係る法令違反を発見した場合は、速やかに秋田県公安委員会に通報し、緊密に連携して自動車運転代行業の業務の適正化を図る。

(別紙 1)

県 生 一
〇〇 年 月 日

自動車運転代行業者 あて

秋田県生活環境部県民生活課長
(公 印 省 略)

自動車運転代行業に係る立入（呼出）検査の実施について（通知）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 57 号。以下、「法」という）第 21 条第 2 項の規定に基づく立入（呼出）検査を次のとおり実施します。

ついては、当日、以下の書類と現に営業の用に供する随伴用自動車（全車）を準備してください。

- 1 立入（呼出）日時
年 月 日（ ）午前（後） 時 分から
- 2 立入（呼出）場所
貴社営業所（地域振興局）等
- 3 準備する（持参すべき）書類
 - (1) 法定書類
 - ・約款
 - ・料金表
 - ・苦情処理簿
 - ・業務従事者指導簿
 - ・乗務記録簿
 - ・業務従事者名簿
 - ・利用者に役務提供の条件を説明する際に使用する資料
 - ・許認可届出申請書関係書類
 - (2) 損害賠償措置関係書類
 - ・代行運転自動車用及び随伴用自動車の任意保険の保険証券
 - ・保険料の支払を証明する書類（銀行預金通帳や納付書の控え等）
 - (3) 収受している料金が確認できる経理書類
 - ・（例）経費明細書、売上台帳、伝票・領収書等
- 4 その他
全ての随伴用自動車が準備できない場合は、事前に連絡をしてください。

担 当 秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全班 TEL 018-860-1523 FAX 018-860-3891

(別紙2)

秋 田 県 知 事 あて

住 所 _____
会 社 名 _____
代表者名 _____ 印
電話番号 _____
立 会 人 _____ 印

確 認 書

〇〇 年 月 日、当社（私）経営に係る自動車運転代行業の運営実態について検査を受けたところ、次のとおりであったことに相違ありません。

(別紙3)

県 生 一

〇〇 年 月 日

自動車運転代行業者 あて

秋田県生活環境部県民生活課長

(公 印 省 略)

自動車運転代行業の法令遵守状況に係る自主点検表の提出について（通知）

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）（以下、「法」という）第21条第2項の規定に基づき、貴殿の営む自動車運転代行業の法令遵守状況を確認する必要があるので、別添「自動車運転代行業の法令遵守状況に係る自主点検表」（以下、「自主点検表」という）を記入の上、〇〇 年 月 日（ ）までに下記連絡先に郵送又はFAXにより提出してください。

提出いただいた自主点検表については、当課において内容を審査し、後日、集団指導、呼出検査又は臨店検査のいずれかを実施することとしておりますので、改めて通知します。

なお、正当な理由なく期限までに自主点検表の提出がない場合や、記載内容に虚偽の内容が含まれていた場合は、法第22条第2項の規定に基づく行政処分の対象となりますのでご注意ください。

連絡先

〒010-8570 秋田市山王四丁目1-1

秋田県生活環境部県民生活課

安全安心まちづくり・交通安全班

TEL 018-860-1523

FAX 018-860-3891

街頭指導実施記録簿

○街頭指導年月日 : ○○ 年 月 日 ()
○指導時刻 : :
○自動車運転代行業者名 :
○認定番号 : 秋田県公安委員会認定第 号
○随伴用自動車の登録番号 :
○県担当者 :

○確認事項

- | | |
|------------------------|--------|
| 1 代行運転自動車用の損害賠償措置状況 | 適 ・ 不適 |
| 2 随伴用自動車の損害賠償措置状況 | 適 ・ 不適 |
| 3 利用者に対する役務の提供の条件の説明状況 | 適 ・ 不適 |
| 4 随伴用自動車の表示状況 | 適 ・ 不適 |
| 5 随伴用自動車に利用者が乗車していないか | 適 ・ 不適 |
| 6 その他（領収書を準備しているか等） | 適 ・ 不適 |

※ 上記 1, 2 について、随伴用自動車に保険証券等を備え付けていない場合は除く。

○口頭指導内容

被指導者氏名 印

(サイン可)

(別紙5)

県 生 一
〇〇 年 月 日

自動車運転代行業者 様

秋田県生活環境部長

指 摘 事 項 通 知 書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第21条第2項の規定に基づき、〇〇 年 月 日に街頭指導を実施したところ、貴社が使用する随伴用自動車について、次のとおり不適切事項が認められたので、直ちに改善してください。

- 1 街頭指導実施箇所
- 2 不適切事項現認日時 〇〇 年 月 日（ ） 午後 時 分
- 3 随伴用自動車の登録番号等
- 4 改善を要する事項
- 5 その他（別添） 街頭指導実施記録簿（写）のとおりに

担 当 秋田県生活環境部県民生活課 安全安心まちづくり・交通安全班 TEL 018-860-1523 FAX 018-860-3891
